

ダイオキシンを減らすために

県内で発生したダイオキシンのうちの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。

家庭ごみを燃やさないで

燃やさないで

家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすく、ダイオキシンを多く発生させるため使用できません。

もちろん、庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することもできません。

ごみを減らす工夫を心がけましょう

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。「必要なものを必要なだけ買う」「使い捨ての商品は買わない」「長く大切にものを使う」「過剰な包装は控える」「レジ袋はもらわない」など、ごみを作らないように心がけましょう。

また、ごみを分別しリサイクル

ルを徹底するなど、私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。皆さんのご協力をお願いします。

問合せ

町民生活課環境衛生担当
☎62-1230 内線105

家庭用簡易焼却炉を無料で回収します

焼却灰を除去し、2トントラックが進入できる場所まで搬出してください。

期日

11月下旬を予定（申込者には後日回収日を連絡します）

対象

- ①家庭用ブロック積簡易焼却炉（ブロック積焼却炉はブロック単位に解体）
- ②家庭用スチール製小型焼却炉（ドラム缶を除く）

申込み

11月14日（金）までに町民生活課環境衛生担当へ

☎62-1230 内線105

国土交通省・統計調査

住生活総合調査にご協力ください

国土交通省では、都道府県、市町村の協力のもとに、12月1日、全国各地において「平成20年住生活総合調査」を行うこととしています。

この調査は全国の家庭の皆様が、住宅について日ごろどのようにお考えになっているかなどを伺うもので、国や地方公共団体の住宅政策を行う上で重要な資料となるものです。全国では約10万世帯を対象としています。

11月24日から12月7日までの間、統計調査員証を持った調査員が、対象となった世帯を訪問いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

問合せ 総務課企画政策担当 ☎62-1230 内線204

家屋調査にご協力ください

町では、固定資産税の基になる家屋の調査を行っています。

家屋の固定資産税は、新築・増築工事が完了した年の翌年度から課税されます。また、解体工事が完了した年の翌年度から課税されなくなります。

家屋の新築・増築・解体が完了した後、まだ町の家屋調査が済んでいない家屋の所有者は、至急ご連絡ください。

家屋とは

住宅・店舗・工場・倉庫・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり、土地に定着した建造物をいいます。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線133・134

「みどりと川の再生」シンボルマークをご活用ください！

県では、「住みやすく環境にやさしいゆとりの田園都市 埼玉」を目指して、みどりと川の再生に取り組んでいます。この「みどりと川の再生」を積極的に進めていくためシンボルマークを決定しました。

このシンボルマークは、県民の皆さんも自由に使用できますので（営利の場合は申請が必要）、イベントや日ごろの活動、広報紙などで活用してください。

問合せ 県みどり再生推進室 ☎048-830-3147

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BW00/symbolmark/symbolmark.html>

